

不法投棄等対策支援事業の拡充について

1. 検討の背景

2015年9月に産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会循環型社会部会自動車リサイクル専門委員会の合同会議にて取りまとめられた「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」及び「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書に基づく今後の対応の全体像について」に基づき、本財団代表理事の諮問機関である資金管理業務諮問委員会において、特定再資源化預託金等（以下、「特預金」という。）の用途について、2015年12月から審議がなされてきた。

2. 審議事項

2017年1月26日開催の第72回資金管理業務諮問委員会において、特預金の用途として検討されている以下の施策のうち、指定再資源化機関が法第106条第4号事業として実施する施策「1）不法投棄・不適正保管対策への支援事業の拡充」が審議された。

（別紙1参照）

- 1）不法投棄・不適正保管対策への支援事業の拡充
- 2）自動車リサイクル情報システムにおけるデータセンターの機能維持のための更新
- 3）大規模災害への対応
- 4）自動車リサイクルの更なる発展に向けた理解活動の取組
- 5）再生資源等を活用した自動車に対する再資源化等預託金の割引

当該施策における特預金の出えん等の金額については、2017年2月24日開催予定の第73回資金管理業務諮問委員会において、「2017年度 離島対策等支援事業 出えん計画（案）」及び「2017年度 離島対策等支援事業に係る指定再資源化機関の出えん要望額（案）」と併せて、改めて審議されることとなっている。